

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 福祉基金設置規程

（設 置）

第1条 この規程は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の安定した事業の運営と充実を図るとともに、将来に向けた自主的な経営基盤の確立と強化を図ることを目的に、本会に福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の浄財）

第2条 基金は、社会福祉事業、公益事業からの繰入金及び住民等からの寄附金をもって充てる。

（基金管理等）

第3条 基金は、金融機関への預金等確実に保管するものとする。

（運用収益の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、社会福祉事業収入支出予算書に計上する。

（処 分）

第5条 基金は、第1条の目的を達成するため次の各号に掲げる場合に限り理事会の議決を経て処分することができる。ただし、緊急やむを得ない場合には会長が専決し、理事会に報告をするものとする。

- （1）災害又は経済情勢等の変動により財源が著しく不足し、法人運営に重大な影響があると認められるとき
- （2）開拓的事業又は新規事業のための財源に充てるとき
- （3）固定資産を取得するための財源に充てるとき
- （4）その他住民の福祉増進のため必要やむを得ない理由があるとき

附 則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則1 この規程は、平成16年10月1日から施行する。

- 2 この規程の施行前に積み立てた従前の福祉基金50,545,843円は、第2条第1号から第3号に規定された基金にそれぞれ引き継ぐものとする。

（1）29,006,647円

（2） 9,888,194円

（3）11,651,002円

附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 この基金の施行前に積み立てた従前の福祉基金は、施行後の福祉基金に引き継ぐものとする。